

令和7年大船渡市大規模林野火災で損壊した被災家屋等に係る 解体撤去作業の開始について

1 概要

市では、令和7年大船渡市大規模林野火災において、損壊した被災家屋（個人住宅・倉庫・事業所）等を対象に、生活環境の保全や二次災害の防止を図るため、所有者の申請に応じ、市の費用負担により解体、撤去（公費解体）を行います。

2 解体撤去作業の開始日

令和7年5月30日（金）

3 解体撤去作業実施場所

- (1) 大船渡市三陸町綾里字港地域
- (2) 大船渡市赤崎町字外口地域

4 取材等の制限

公費解体作業の初日は、取材等で現場が大変混み合うことが予想されます。

このため、取材等が可能な地域を指定し、以下のとおり制限しますので、ご理解願います。

【取材、撮影が可能な場所と日時】

場所：三陸町綾里字港地域のみ

日時：令和7年5月30日（金）午後1時～4時頃

なお、現場付近は道路が狭いことから、近隣住民や車両の通行等に御配慮願います。

5 その他

解体撤去作業については、現場が点在しており、原則、申請受付順ではなく、周辺環境への影響や作業条件等を考慮して実施します。